

事業場における治療と職業生活の両立支援事業について

～『両立支援カード』を作成しました～

神奈川県産業保健総合支援センター

平成 28 年 2 月に厚生労働省から示された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」に基づき同年 10 月より、治療と職業生活に関する両立支援事業を推進しております。

この度、事業者、人事労務担当者及び産業保健スタッフに周知広報するほか、患者（社員）や家族の方への周知広報用として名刺サイズの『両立支援カード』を作成しました。

この『両立支援カード』の対象者は、ガイドラインに示された疾病、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病などです。また、センターの産業保健相談員（産業医）や両立支援促進員（保健師、社会保険労務士、医療ソーシャルワーカー）の専門家が相談対応いたします。

がん、脳卒中、糖尿病、その他の難病と診断されたあなたへ

治療を受けながら働き続けることを不安に思っている方へ 支援は全て無料

治療と職業生活の両立で悩んだら、専門家にご相談ください。

あなたと会社（事業者・人事労務担当者など）との間の調整は、医療機関（主治医）とも連携して支援致します。

仕事をやめる必要はありません!

- ◆ 治療を受けながら仕事を続けることが可能です。
- ◆ 働き続けることは生きがいにもなります。
- ◆ 治療に合わせた働き方を、私達と一緒に考えていきましょう。

支援内容などについては、お気軽にお問い合わせください。

<平日9:30～17:00>
神奈川県産業保健総合支援センター
TEL: 045-410-1160

又は
両立支援相談窓口(関東労災病院 総合医療相談センター内)
TEL: 044-434-6337

<治療と職業生活に関する両立支援事業>

1 事業場への個別訪問支援

両立支援に取り組む企業等の依頼を受けて、両立支援促進員が事業場を訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を実施します。

2 労働者と事業場の個別調整支援

両立支援促進員が、事業場に向いて個別の患者（社員）に係る健康管理について、事業者と患者（社員）の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成を助言、支援します。

3 労働者・事業場からの相談対応

治療と職業生活の両立支援に関する相談に、電話、メール、面談等により対応します。

4 事業場への啓発セミナーの開催

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。